

まなび塾の拡充について

平成31年3月に報告された「子育て世帯実態調査」の結果及び平成31年4月1日施行の「生活困窮者自立支援法の一部改正」により、まなび塾の小学生への対象者拡大および訪問型学習支援を行う。

1.まなび塾の小学生への対象者拡大

子育て世帯実態調査の結果から、学校授業の理解度が小中学生ともに生活困窮層ほど低い傾向にある。また、経済的理由で学習塾に通わせることができない生活困窮層の小学生は72.5%と高い割合となっている。

については、学習に対するつまずきが確認できる小学生への対象拡大を行うことにより、大学進学に向けた切れ目のない学習支援を行う。

- (1) 対象者：生活困窮世帯の小学4年生～小学6年生
- (2) 定員：30名（15名×2ヶ所）
- (3) 募集方法：チラシを作成し、こども家庭支援課、教育委員会等に設置
ケースワーカー・学校・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センターへの周知の上推薦を依頼する

2.訪問型学習支援

毎年、まなび塾の教室に入ることができず退塾する子どもや、スクールソーシャルワーカーの紹介で見学するが集合型の雰囲気には臆してしまい、入塾に至らない子どもがいる。平成31年4月1日施行の生活困窮者自立支援法の一部改正により、「子どもの学習・生活支援事業」が強化されるなか、訪問型学習支援を実施する。

- (1) 対象者：生活困窮世帯の中学1年生～中学3年生
- (2) 定員：20名
- (3) 募集方法：チラシを作成し、こども家庭支援課、教育委員会等に設置
ケースワーカー・学校・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センターへの周知の上推薦を依頼する